⑷　基本設計業務については、入札後、速やかに、落札者と当機構間に基本設計業務請負契約書を締結する。

⑸　実施設計業務については、平成23年度に三鷹市と当機構間に実施設計業務に係る業務委託契約の締結が行われた場合に限り、落札者と当機構間に実施設計業務請負契約書を締結する。この場合において、落札者は基本設計業務請負契約のすべての債務を履行していなければならない。

⑹　基本設計業務請負契約書の締結と同時に、落札者と当機構間で実施設計業務に関する覚書を交換する。

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑼　2⑴①に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑽　本業務の受注者（設計共同体の各構成員、本業務に関し協力を受ける他の建設コンサルタント業者を含む。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は製造業者は、本業務に関連する全ての建設工事の受注資格を失う。

⑾　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design work for health and welfare facilities and disaster prevention park in Mitaka civic center area Equipment Project

⑶　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 12 May 2010

⑷　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 5 July 2010

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Planning Team, Design Department, East Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency, Shinjuku Island Tower 18F 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL : 03―5323―4468

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年4月22日

独立行政法人都市再生機構東日本支社

支社長　根岸　　尚

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　業 務 名　（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務

⑵　設計内容　防災公園及び複合公益施設に係る設計業務

⑶　履行期限　平成23年3月10日（基本設計）

2　申請の時期

平成22年4月22日から平成22年5月12日までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成22年5月13日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　設計共同体としての競争参加資格申請書の入手方法

「設計共同体としての競争参加資格申請書」（以下「申請書」という。）は、平成22年4月22日から、独立行政法人都市再生機構東日本支社　総務企画部契約チーム（〒163―1313　新宿区西新宿6―5―1　新宿アイランドタワー19階　電話03―5323―2586）において設計共同体として資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法

申請者は、申請書に「（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務設計共同体協定書」（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成18年10月31日官報（政府調達第204号）公示）5の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　資格

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

・構成員は、次の①②の条件をすべて満たしていること。ただし、設計共同体の代表者については、①の条件は、当機構関東地区における平成21・22年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格において、建築設計及び土木設計の業種区分の認定を受けていること。に読み替えるものとする。また、③については設計共同体の構成員のいずれかの実績を合算したものが、条件を満たすこと。

①　当機構関東地区における平成21・22年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格において、建築設計または土木設計の業種区分の認定を受けていること。

②　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

③　過去10年以内に、元請として次の同種業務に掲げるイ）からハ）までの全ての業務について、または、類似業務に掲げるイ）及びロ）の両方、若しくは、類似業務に掲げるイ）及びハ）の両方の業務について履行実績を有する者であること。ただし、共同企業体であった場合は、原則として出資比率が50%以上のものとする。なお、施工中の建築物も含める。

（同種業務）

イ）0.5ヘクタール以上の都市公園の実施設計

ロ）屋内プールを有した延べ床面積5,000㎡以上の複合スポーツ施設建築物の実施設計

ハ）複合福祉・社会教育施設の実施設計

（類似業務）

イ）都市公園の基本設計又は実施設計

ロ）屋内プールの実施設計

ハ）スポーツ施設建築物の実施設計

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件

構成員において決定された代表者が、（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16. 7. 1付34―14）の別紙に示された「（仮称）三鷹市民センター周辺地区防災公園等整備施設建築物設計等業務設計共同体協定書」であること。

設計共同体協定書は3⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。